

令和8年1月14日

独立行政法人造幣局

「令和8年桜の通り抜け」団体での申込（観光ツアーの企画）について

令和8年桜の通り抜けについては、インターネットによる事前申込制により、入場者数を制限して開催することで準備を進めております。法人・団体主義による多数の申込みによって入場者枠の多くが占められることを防止するため、1度の申込みで入場できる人数についても制限を設け、申込者は個人に限らせていただく予定です。

観光バスの造幣局周辺道路への乗り入れや駐停車は近隣の迷惑となり、交通事故を招くおそれもありますので、旅行会社等においては、桜の通り抜けの観光ツアーの企画については、ご遠慮いただきますようお願ひいたします。